

適合証明業務手数料規程

頁 No.1 / 5

SR03-07

2003年 9月30日制定

2013年10月 1日改訂

2013年10月 1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター適合証明業務規程」(以下、「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人 日本建築センター(以下、「財団」という。)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。(に)
なお、適合証明業務に係る各手数料には、別途に消費税を加算する。(へ)

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。(い) (は)

(1) 適合証明住宅 (は)

適合証明書を取得する住宅をいう。

(2) 登録マンション

事業者が独立行政法人住宅金融支援機構(以下、「機構」という。)への登録を行い、団地単位で適合証明書を取得する共同住宅をいう。(ろ)

(3) 優良住宅

適合証明住宅のうち、機構の優良住宅取得支援制度の基準が適用される住宅をいう。(ろ) (は)

(4) 中古住宅

借入申込日から起算して2年前の日より前に竣工した住宅又は借入申込日前に人の居住の用に供したことがある住宅をいう。(ほ)

(設計検査の申請手数料)

第3条 設計検査の申請に係る手数料は、1申請につき、表1に掲げる額とする。ただし、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建築基準法」という。)第6条の2第1項の確認又は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下、「品確法」という。)施行規則(平成12年建設省令第20号。)第3条第1項に規定する設計住宅性能評価(以下、「設計住宅性能評価」という。)を行わない場合は、当該手数料に2を乗じた額とする。(い) (は)

表1

種別	申請住戸数	手数料(税抜)(へ)
一戸建ての住宅		30,000円
共同住宅等	5戸以内のもの	$30,000 + M \times 800 + S \times 1,600$ 円
	5戸を超え、20戸以内のもの	$40,000 + M \times 800 + S \times 1,600$ 円
	20戸を超え、100戸以内のもの	$50,000 + M \times 700 + S \times 1,400$ 円
	100戸を超え、500戸以内のもの	$60,000 + M \times 600 + S \times 1,200$ 円
	500戸を超えるもの	$100,000 + M \times 500 + S \times 1,000$ 円

この表において、Mは適合証明住宅の申請住戸数、Sは適合証明住宅のうち優良住宅の申請住戸数を表すものとする。

適合証明業務手数料規程

頁 No.2/5

SR03-07

2003年 9月30日制定

2013年10月 1日改訂

2013年10月 1日施行

(中間現場検査の申請手数料)

第4条 中間現場検査の申請に係る手数料は、1申請につき、表2に掲げる額とする。ただし、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第7条の4第1項の検査又は品確法施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下、「建設住宅性能評価」という。)を行わない場合は、当該手数料に2を乗じた額とする。(い) (は)

表2

種別	申請住戸数	手数料(税抜)(へ)
一戸建ての住宅		42,000円

(竣工現場検査・適合証明の申請手数料)

第5条 竣工現場検査・適合証明の申請に係る手数料は、当該各号に掲げる額とする。(い) (は)

(1) 財団が建設住宅性能評価を行わない場合 (い) (は)

1申請につき、表3に掲げる額とする。ただし、財団が行った設計住宅性能評価で評価方法基準第5の4-2維持管理対策等級(共用配管)が等級1の場合は、表4に掲げる額とする。なお、財団が当該申請に係る住宅の計画について建築基準法第7条の2第1項の検査を行わない場合は、当該手数料に2を乗じた額とする。

表3

種別	申請戸数	手数料(税抜)(へ)
一戸建ての住宅		30,000円
共同住宅等	1戸のもの	$30,000 + M \times 1,000 + S \times 1,200$ 円
	1戸を超え、5戸以内のもの	$60,000 + M \times 1,000 + S \times 1,200$ 円
	5戸を超え、20戸以内のもの	$70,000 + M \times 1,000 + S \times 1,200$ 円
	20戸を超え、100戸以内のもの	$90,000 + M \times 1,000 + S \times 1,000$ 円
	100戸を超え、500戸以内のもの	$120,000 + M \times 1,000 + S \times 800$ 円
	500戸を超えるもの	$200,000 + M \times 1,000 + S \times 600$ 円

この表において、Mは適合証明住宅の申請住戸数、Sは適合証明住宅のうち優良住宅の申請住戸数を表すものとする。ただし、登録マンションに係るもの場合は、表の計算式の第1項と第3項を加算した額とする。

適合証明業務手数料規程

頁 No.3/5

SR03-07

2003年 9月30日制定

2013年10月 1日改訂

2013年10月 1日施行

表4

種別	申請戸数	手数料（税抜）（～）
一戸建ての住宅		42,000 円
共同住宅等	1戸のもの	$42,000 + M \times 1,000 + S \times 1,200$ 円
	1戸を超え、5戸以内のもの	$70,000 + M \times 1,000 + S \times 1,200$ 円
	5戸を超え、20戸以内のもの	$90,000 + M \times 1,000 + S \times 1,200$ 円
	20戸を超え、100戸以内のもの	$130,000 + M \times 1,000 + S \times 1,000$ 円
	100戸を超え、500戸以内のもの	$190,000 + M \times 1,000 + S \times 800$ 円
	500戸を超えるもの	$340,000 + M \times 1,000 + S \times 600$ 円
この表において、Mは適合証明住宅の申請住戸数、Sは適合証明住宅のうち優良住宅の申請住戸数を表すものとする。ただし、登録マンションに係るもの場合は、表の計算式の第1項と第3項を加算した額とする。		

(2) 財団が建設住宅性能評価を行う場合 (い) (は)

1申請につき、表3に掲げる額とする。ただし、設計住宅性能評価で評価方法基準第5の4-2維持管理対策等級（共用配管）が等級1の場合は、表4に掲げる額とする。なお、建設住宅性能評価で優良住宅の基準を満たしている場合は、表の計算式の第3項は加算しない。

(中古住宅に係る適合証明の申請手数料)

第6条 中古住宅に係る適合証明の申請に係る手数料は、下記に掲げる額とする。

表5

手数料区分	一戸建て等（一戸建て、連続建て、重ね建て、地上階数2以下の共同建て） （税抜）（～）	マンション （税抜）（～）
新築時に、財団で確認済証又は建設住宅性能評価書あるいは適合証明書を取得したもの	60,000円/戸	48,000円/戸
新築時に、他機関で建設住宅性能評価書を取得したもの	120,000円/戸	96,000円/戸

※1 建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が不明な場合は表示登記の日付（新築）が昭和58年3月30日以前）で耐震評価が必要な建築物の場合は、別途御見積もりいたします。

※2 一戸建て等の場合で、検査に必要な設計図書がない場合は、別途見積もります。（ほ）

適合証明業務手数料規程

頁 No.4/5

SR03-07

2003年 9月30日制定

2013年10月 1日改訂

2013年10月 1日施行

(遠隔地の場合の中間現場検査、竣工現場検査及び中古住宅現地調査の申請手数料)

第7条 中間現場検査竣工現場検査及び中古住宅現地調査の対象となる工事が表6に掲げる区域内で行われる場合は、第4条、第5条及び第6条の手数料の額に、別に定める「一般財団法人日本建築センター確認検査業務等出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。(い) (は) (に) (ほ)

表 6

都府県名	出張費を加算する区域
埼玉県	熊谷市、行田市、秩父市、本庄市、羽生市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、ときかわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、大里村、江南町、川本町、花園町、寄居町、北川辺町の区域
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、いすみ市、南房総市、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、横芝町、芝山町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、富浦町、鋸南町の区域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村の区域
神奈川県	小田原市、秦野市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の区域
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東町、甲賀市、野洲市、湖南市、安土町、蒲生町、日野町、竜王町、永源寺町、五個荘町、能登川町、愛東町、湖東町、秦荘町、愛知川町、豊郷町、甲良町、多賀町、山東町、伊吹町、米原町、近江町、浅井町、虎姫町、湖北町、びわ町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町、マキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町、新旭町の区域
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の区域
兵庫県	姫路市、洲本市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、高砂市、加西市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、たつの市、多可町、播磨町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町の区域
奈良県	曽爾村、御丈村、黒滝村、天川村、野迫川村、大塔村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村の区域
和歌山県	海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀美野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町の区域

適合証明業務手数料規程

頁 No.5/5

SR03-07

2003年 9月30日制定

2013年10月 1日改訂

2013年10月 1日施行

都道府県名	出張費を加算する区域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	全域

(適合証明業務に係る手数料を減額するための要件等) (ろ)

第8条 財団は設計検査、中間現場検査、~~竣工現場検査~~・適合証明業務及び中古住宅に係る適合証明業務を効率的に実施できる場合にあつては、実費を勘案して当該手数料を減額することができる。(い)

(は) (ほ)

- 2 竣工現場検査・適合証明の申請において、過去に財団が適合証明書を交付した住宅の計画のうち、別の住戸の申請にあつては、第4条の表の計算式の第1項の額は2分の1を乗じた額とする。(は)
- 3 機構が適合証明方式により融資を行う場合の適合証明業務に係る手数料については、別に定める。(ろ) (は)

(適合証明業務に係る手数料の収納)

第9条 申請者は、適合証明業務手数料を銀行振込により納入する。ただし、申請者の要望により財団が認める場合は、別の納入方法によることができる。(い) (は)